

「朝服」制度の行方

—曹魏～五胡東晋時代における出土文物を中心として—

小林 聡*

キーワード：魏晋～五胡東晋時代、出土文物、朝服、進賢冠と武冠、介幘と平巾幘

はじめに

筆者は目下、前近代中国王朝の支柱とも言える「礼制」の構造を解明することを研究課題としている。研究対象とする時代は、礼制規定が王朝によって整備され、「儀注」や「律令」の形を取って体系化・成文化されていった過程にあたる漢代から盛唐あたりまでを想定している。

当該時代の礼制を研究する際に、「礼制の広がり」と「礼制の可塑性」に留意すべきであると筆者は考える。まず、礼制は公私双方にわたって機能する総合的な広がりを持つ規範であり、特に魏晋時代には、『周礼』の言う「五礼」、すなわち「吉礼・凶礼・軍礼・賓礼・嘉礼」という五つの局面において礼制が定められた。梁満倉氏によれば、漢代において個人の行動規範を主軸にした礼制が、国家から個人までを含み込む「五礼」に変容したのは漢末から魏晋にかけての時期であるという¹⁾。次に「礼制の可塑性」は、礼制は実生活や諸制度の変化に即して変化する部分があることを意味している。藤川正数氏によれば、「礼学」は西晋時代より発展を開始し、南北朝時代において隆盛を極めたという²⁾。氏はこのことについて、「門閥豪族の最も栄えた時代であるが、このような社会組織

を維持するために礼—特に家族秩序の根幹を規定する喪服礼—が重視せられ」たとしており、漢末魏晋の社会変動の中で礼制規定も大きく変化したことを、様々な例を挙げて論じている。氏は喪服礼、すなわち「凶礼」に注目されているが、官制などの政治制度の変化もまた礼制に変容を迫ったことは想像に難くない。

このように、礼制の内容は複雑であり、その全容を解明することは容易ではないが、筆者が礼制解明の切り口として着目しているのが「服飾」、とりわけ公的な場で着用される服飾制度（以下これを服制と称する）である。服制は、礼制が定める身分秩序を可視的に表現するものであるからである。鋭敏な身分感覚を持っていた当該時代の官人や士人にとって、「公の場において、どのような服を着用し、またどのような車に乗るか」ということは、自らの身分を可視的に示す手段であっただけに、その関心は大きかった。それゆえ、服飾と車の制度はあわせて「輿服」と称され³⁾、歴代の正史において「礼志（礼儀志）」の重要な一部分を占めるか、あるいは独立して「輿服志」が立てられたのである。漢代から魏晋南朝の諸王朝において、宮廷・官衙や国家祭祀の場などにおいて着用される服飾には様々な種類があるが、朝廷で日常的に着用され、官吏身分にある者の可視的な象徴ともいえるのが「朝服」であった。筆者はこの朝

* 埼玉大学教育学部社会科教育講座

服制度に力点を置いて考察を進めてきたが、近年は文献史料に加えて、近年めざましく事例の増えている出土文物をも活用していきたいと考え、服飾に関する出土文物の画像データを収集・整理している。

以上のような見通しの下に、筆者は最近、北朝後期（北齊・北周）から初唐期にかけて、服制そのものの複雑化にともなってそれまで官吏の一般的な服飾であった朝服が、礼制世界の中で格付けの高い、限定された場面でのみ着用されるようになっていった点、一方で、北族の服装に起源を持つ「常服」制度が成熟し、朝服に代わって官吏の日常の服飾となっていった点などを指摘した（以下、これを前稿と呼ぶ）⁴⁾。しかし、こういった状況の前提となった、魏晉時代などの朝服の展開についてはあまり検討を加えていない。本稿では、前稿において紙数の都合上、紹介できなかった出土文物の画像を使って、曹魏・西晋・五胡東晋時代を中心に、朝服のあり方を、特に頭部を飾るかぶりものに重点を置いて探っていききたい。

一・魏晉以降における朝服制度の概要

本節では、出土文物から魏晉時代の朝服のあり方を見ていく。

その前に、朝服制度そのものについて簡単に整理しておく。前述のように、朝服は官吏の位にある人物の象徴であったが、単体の衣服を指しているのではなく、様々な服飾品目の集合を意味した。『宋書』卷18、礼志五に、朝服の内容を述べて、

朝服一具、冠幘各一、絳緋袍皁緣・中単衣領袖各一領、革帶・袷袴各一、舄・袜各一量、簪導餉自副。四時朝服者、加絳絹・黄緋・青緋・皁緋袍単衣各一領。五時朝服者、加給白絹袍単衣一領。諸受朝服、単衣七丈二尺、科単衣及袴五丈二尺、中衣絹五丈、緣皁一丈八尺、領袖練一匹一尺、絹七尺五寸。給袴練一丈四尺、縑二丈。袜布三尺。

単衣及袴袷帶、縑各一段、長七尺。

とあり、袍・単衣・中衣・冠幘・革帶・舄・袜・袷袴などが朝服を構成する品目であることがわかる。しかし、朝服の品目はこれにとどまらないようである。『宋書』卷18、礼志五、及び『隋書』卷11、礼儀志六には、皇太子以下の官人・諸侯が着用すべき品目が列挙されているが、これらの記事には上に挙げた品目以外のものが挙がっているからである。かつて筆者は、これらの一連の記事を「印綬冠服規定」と称して分析をおこなったことがあるが、検討の結果、前者の記事は西晋初期に編纂された『泰始律令』段階の朝服規定を基幹とし、それに東晋以降の変化を付加したものであり、一方、後者の記事は南朝梁時代初期に編纂された『天監律令』の朝服規定を基幹とし、陳時代の制度（実際には梁武帝末期の制度と同じ）を注記したものであると考えた⁵⁾。印綬冠服規定の内容のうち、数例を挙げておく。まず、『宋書』卷18、礼志五の規定を5例挙げる。

- ①尚書令・僕射、銅印、墨綬、給五時朝服、納言幘、進賢兩梁冠、佩水蒼玉。
- ②公府長史・諸卿尹丞、諸縣署令秩千石者、銅印、墨綬、朝服、進賢兩梁冠。江左公府長史無朝服、県令止単衣・幘。
- ③郡国太守・相・内史、銀章、青綬、朝服、進賢兩梁冠。江左、止単衣・幘。其加中二千石者、依卿・尹。
- ④公府司馬・諸軍城門五營校尉司馬・護匈奴中郎將護戎夷蛮越烏丸戊己校尉長史・司馬、銅印、墨綬、朝服、武冠。江左、公府司馬無朝服、余止単衣・幘。
- ⑤諸軍長史・諸卿尹丞・獄丞・太子保傅詹事丞・郡国太守相内史・丞・長史・諸県署令長相・関谷長・王公侯諸署令長・司理・治書・公主家僕、銅印、墨綬、朝服、進賢一梁冠。江左、太子保傅卿尹詹事丞、早朝服。郡丞・縣令長、止単衣・幘。

次に、『隋書』卷11、礼儀志六の規定を5例挙げる。なお、括弧内の文は注記である。

- ⑥太宰・太傅・太保・司徒・司空、金章龜鈕、紫綬（八十首）朝服、進賢三梁冠、佩山玄玉、獸頭鞶、腰劍。（陳令、加有相国・丞相、服制同。）⁶⁾
- ⑦郡国太守・相・内史、銀章龜鈕、青綬、獸頭鞶、単衣、介幘。加中二千石、依卿尹冠服劍佩。
- ⑧公府長史、獸頭鞶。諸卿尹丞、黄綬、獸爪鞶、簪筆。諸県署令秩千石者、獸爪鞶。銅印環鈕、墨綬、朝服、進賢兩梁冠。長史、朱服。諸卿尹丞・建康令、玄服。
- ⑨諸県署令・長・相、単衣、介幘、獸頭鞶、銅印環鈕、墨綬、朝服、進賢一梁冠。諸署令、朱衣、武冠。州都大中正、郡中正、単衣、介幘。
- ⑩公府司馬・領護軍司馬・諸軍司馬・護匈奴中郎将、護羌戎夷蛮烏丸戊己校尉長史・司馬、銅印環鈕、墨綬、獸頭鞶、朝服、武冠。諸軍司馬、単衣、平巾幘。長史、介幘。（陳令、公府司馬、領護軍司馬、諸軍司馬、鎮安蛮安遠護軍、蛮戎越校尉中郎將長史・司馬、其服章与梁官同。）

『宋書』の規定から、広い意味での朝服を構成する品目として、印・綬・佩玉が含まれるべきことが、また、『隋書』の規定から、これらに加えて、鞶囊（印綬を入れる袋）・腰劍・白筆（筆を象った簪）が加えられるべきことがわかる（上の諸史料に見える単衣・介幘については後述）。これらの品目にはおのおの独自の原理に基づいた格付けがあり、たとえば印・綬の体系は、九品官制施行以後は、現実の政治的な序列としての意味を失っていた「秩石（官秩）」等を基準に編成されていたが、そのほかの品目も秩石の他、官品や職掌などによって独自の秩序を有していたのである。

「朝服を着用すること」が「官爵の保持」の表現であったことを示す例をいくつか挙げておく。まず、『晋書』巻63、段匹磾伝に、鮮卑段部の部族長として西晋王朝に忠誠を誓い、後趙の石虎と戦っていた段匹磾が、心ならずも石虎

に降伏したときのことを記して、

匹磾著朝服、持節、賓從出見季龍（石虎）曰、我受国恩、志在滅汝。不幸吾国自乱、以至於此。既不能死、又不能為汝敬也。勅及季龍素与匹磾結為兄弟、季龍起而拜之。匹磾到襄国、又不為勅礼、常著朝服、持晋節。

とある。当時、段匹磾は「幽州刺史・左賢王・渤海公」（『晋書』巻6、元帝紀、建武元年六月の条）であったので、ここで言う「朝服」は、これらの官職や爵位（以下これを官爵と称する）に応じた品目の総体を意味したであろう。また、『宋書』巻66、王敬弘伝には、「有司奏免官、詔可。未及积朝服、值赦復官。」とあり、免官の象徴的な行為として「朝服を积く」という表現が使われている。

なお、朝服の着用の意味は死後の世界においても生前と同様であったようであり、朝廷が死去した人物に官を贈る場合、「東園温明秘器」などととも贈官の象徴として朝服を賜給するのが通例であった⁷⁾。たとえば、西晋時代の例として、『晋書』巻37、宗室伝・安平獻王孚に、泰始八年薨、時年九十三。帝於太極東堂炬拳哀三日。詔曰、…（中略）…其以東園温明秘器・朝服一具・衣一襲・緋練百匹・絹布各五百匹・錢百万・穀千斛以供喪事。諸所施行、皆依漢東平獻王蒼故事。

とあるなど、多数の例を正史の列伝に見ることができる。また、『南齊書』巻22、予章文獻王嶷伝に、蕭齊の武帝が弟子章王の死を悼んで東園温明秘器・朝服一具などを下賜するとともに、王の生前の官爵（侍中・大司馬・予章王等）に加え、都督中外諸軍事・丞相・揚州牧を贈ったことを記すが、その直前のこととして、

嶷臨終、召子子廉・子恪曰、…（中略）…棺器及墓中、勿用余物為後患也。朝服之外、唯下鉄鑕刀一口。云々。

とある。王は手厚い葬儀を予測し、埋葬の際には朝服と刀以外は墓に入れないよう遺言している。虚飾を退けつつも、冥界においても齊朝の官人

・諸侯王でありつづけたいという王の願いがここには現れている。また、『晋書』巻86、張茂伝に、

（張茂）臨終、執（張）駿手泣曰、…（中略）…然官非王命、位由私議、苟以集事、豈榮之哉。氣絶之日、白帟入棺、無以朝服、以彰吾志焉。

とあり、また、『北周書』巻47、芸術伝・姚僧垣には、

大隋開皇初、進爵北絳郡公。三年卒、時年八十五。遺誠衣白帟入棺、朝服勿斂。靈上唯置香奩、毎日設清水而已。

とあるが、張茂や姚僧垣は（自らの生涯を振り返って、慚愧の念から）朝服を着用することすら辞退し、無官の者であることを示す「白帟を衣て棺に入る」ことを望んだ例である。これら埋葬における朝服のあり方（朝服を賜与されたか否か、あるいはその辞退）は、出土文物の表現に関係している可能性もあるが、この点については後日検討したい。

さて、先に述べたように、朝服は各々様々な品目の集合体であるが、出土文物においては、文献史料に記されるような整った諸品目の集合体として常に表現されているとは限らない。そこで、朝服を構成する様々な品目の中で、いずれのジャンルの出土文物においても色彩に左右されず形態によってその種類が確認しやすい、「冠」や「幘」などのかぶりものを重視することにした。頭部に位置する冠幘は人の視線が集まりやすく、典型的な身分標識であったと考えられるからである。朝服体系中の冠にはいくつかの種類があり、一般の文官のための進賢冠、武官や侍従系統の官のための武冠（武弁・籠冠・恵文冠などの異称あり）、諸王のための遠遊（三梁）冠、謁者台の高級官吏のための高山冠、御史台・廷尉系の諸官のための法冠などがあった。これらの冠の中で、出土文物中で実際に目にする多いのは進賢冠と武冠の二種である。『晋書』巻25、輿服志に、進賢冠の着用者につ

人主元服、始加緇布、則冠五梁進賢。三公及封郡公・県公・郡侯・県侯・郷亭侯、則冠三梁。卿・大夫・八座尚書・関中内侯・二千石及千石以上、則冠兩梁。中書郎・秘書丞郎・著作郎、尚書丞郎・太子洗馬舍人・六百石以下至于令史・門郎・小史、並冠一梁。

とあり、武冠の着用者については、

武冠。…（中略）…左右侍臣及諸將軍武官通服之。

とあるように、三公・將軍から「小史」に至るまでの大部分の官吏が進賢冠か武冠を着用したのであり、それ以外の冠は前述のように諸侯・官吏の中の限られた集団のみが着用するものであった。したがって、本稿では出土文物中に表現された冠の中でも、進賢冠と武冠に注目して検討を行っていきたい。

二・魏晋以降における朝服制度の推移 —進賢冠と武冠を中心に—

本節では、出土文物の実例を挙げつつ、進賢冠と武冠に注目して朝服制度のあり方を見ていく。

（1）後漢時代の進賢冠と武冠

先に、魏晋時代に先立つ後漢時代の事例を見てみよう。まず、山東省諸城県の前涼台後漢孫琮墓の「髡刑図」（図1；ただし模写）は多くの官吏が進賢冠を着用している様子が描かれ、進賢冠がポピュラーな冠であったことを示している。また、壁画に描かれた例として、洛陽朱村後漢墓の「墓主像」（図2）、あるいは河北省の望都所薬村1号後漢墓の「門下功曹」（図3）、遼陽旧城東門里後漢墓の「小史図」（図4；ただし模写）を挙げる。朱村と望都の壁画は彩色されており、領が黒色であるのは明白ではあるが、袍が何色であったかはにわかに断定しがたい。この他、進賢冠を描いた例は枚挙にいとまがない。一方、武冠の例として、河南省の偃師



図 1



図 2



図 3



図 4



図 5



図 6

杏園村後漢墓の「騎吏」(図 5)、及び同省靈寶県張家湾村 3 号漢墓「六博俑」(図 6)を挙げておく。武官もまた進賢冠と同様官吏の象徴であったといえる。

(2) 魏晉時代の進賢冠

次に、三国・西晋・五胡東晋時代の出土状況であるが、出土事例が激減することとも相俟って、朝服を表現したと思われる例が少なくなる。この項では進賢冠について見ていく。

まず、多数の青磁人物俑が出土した長沙金盆嶺の西晋墓を挙げる。進賢冠を着用した地方官府の下級官吏を描いたものであるが、通常は描写を省略されることの多い纓に至るまで進賢冠の細部を表現することによって、「官爵の保持」を強調しているように思われる。ただし、乗馬しているものも含めて、進賢冠を着用する人物俑の大部分が筒袖の衣と袴という騎乗に適する活動的ないでたちであり(図 7)、この点、通常の朝服とは相違する。

次に、遼寧(遼東郡・昌黎郡など)地区の例として、遼陽市の「令支令」墓の右耳室右壁に描かれた墓主像(図 8;ただし模写)がある。この古墓は公孫氏政権滅亡後の古墓とされ⁸⁾、前項で見た後漢後期の造営とされる東門里墓の「小史」と連続関係にあるといえる。令支県令の墓主張某と夫人等が同席しているので、県衙など公的場面を描いたものではないように思われるが、そこでも墓主は進賢冠と黒領の赤い袍(おそらくは前述の絳緋袍)を着用している。後述の朝陽袁台子の東晋墓にみえる墓主像とも相俟って、遼寧地区においては朝服制度が機能していたことを示している。

次に、史料に比較的恵まれた河西地区の出土文物について見てみよう。まず、酒泉市郊外に位置する高閼溝の魏晋墓(高閼溝磚廠晋代太守墓)のものがまず挙げられる。この墓には、多数の進賢冠が描かれている。まず、「断案」と総称される、6個からなる一連の画像磚があるが、これは太守あるいは県令の任にあったと思

われる墓主が官吏の不正事件を処理する過程を描いたものようである。この中の「聴訟」(図9)の磚に見える中央の人物は墓主であろうが、この人物は頭部に進賢冠を着用し、黒領の袍を着ている。この袍は黒色とも褐色ともとれる色合いで描かれている。領のように明白な「黒」とは明らかに違うやや薄い色合いで表現されているので、あるいは変色して現在の色になってしまったのかもしれないが、県令か郡太守の任にあると思われる墓主が、なぜ絳緋袍を着用しないのか疑問である。その他、「断案」中の「復議」・「申弁」・「行刑」・「結案」の4つの磚には、進賢冠と黒色の袍を着用した官吏が描かれている。田曉氏はこれらの画像磚に見える進賢冠を全て両梁冠(二梁冠)とするが⁹⁾、西晋時代において両梁冠を着用しうる千石以上の官(地方官で言えば大県の令以上)が、この地に多く存在したとは思えないので、全て一梁

冠と解すべきではないだろうか。その他、この墓には「出巡」と称される5枚の磚があり、合計13名の人物が描かれているが、いずれも進賢冠・黒色の袍、及び袴を着用して騎乗している(図10)¹⁰⁾。騎乗の際における袴の着用は先述の長沙金盆嶺の青磁俑とも共通するが、高閘溝の場合、袍が筒袖ではない点が特徴的である。このように高閘溝の画像磚では進賢冠着用者の袍が黒に近い色である点が特徴的であるが、あるいは、これは前述の『宋書』の印綬冠服規定に見える諸門僕射など比較的下位の官吏が進賢冠とともに着用する「早零辟朝服(早朝服)」であるかもしれない。しかし、そうであるとしても、墓主とおぼしき人物もこれを着用しているのは不自然なので、今後、他の出土事例も勘案しつつ、さらに検討していきたい。

次に、高閘溝以外の例を挙げる。まず、酒泉郊外の丁家閘5号墓の壁画に墓主像が描かれて

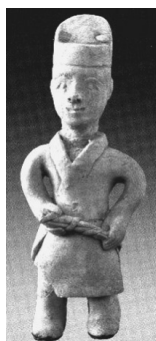


図7



図8



図9



図10



図11



図12

いるが、ここでも墓主は進賢冠と赤い袍とを着用しており（図11）、朝服を描いていると思われる。また、敦煌郊外の仏爺廟湾西晋1号画像磚墓の墓室東壁に描かれた「宴飲図」においても、墓主が進賢冠と黒領の絳緋袍と思われるもの、つまり朝服を冠服を着用している（図12；ただし、進賢冠の「梁」はやや不鮮明）¹¹⁾。また、おなじ仏爺廟湾西晋壁画墓では「伯牙弹琴図」も伯牙が進賢冠を着用しているとされるが¹²⁾、当時の服飾を描いているか否かは不明なのでここでは参照しないこととする。河西地区の進賢冠の事例は酒泉市の近郊に集中しているが、その意味では仏爺廟湾西晋1号画像磚墓は酒泉地区以外から出土した進賢冠の事例として重要であるといえる。

さて、前述のように、進賢冠は「官爵の保持」を誇示する有力な品目であった。後漢時代においては、図2に見られるように墓主像が進賢冠を着用している例もあり、着用を名誉なこととする感覚があったように思われる。これに対して、漢代において、武冠によって高位者を表現する例は少ない。つまり、後漢は「進賢冠の時代」ともいえるのであるが、曹魏時代から五胡東晋時代（およそ2～4世紀）になると、進賢冠を表現した出土文物は少なくなり、また出土地点も今のところは限定的である。長沙金盆嶺や高閘溝の例に見られるように、進賢冠を着用していても、絳緋袍以外の袍や筒袖の衣、あるいは袴を着用している例が多々見られる。これらは正式な朝服とはいえず、こういった状

況は魏晋以降における朝服の「衰退」ということもできよう。しかし、そのような「変形した朝服」であっても、進賢冠を頭部に戴くことによって「官爵の保持」を誇示し得たのかもしれない。なお、北朝時代になると進賢冠の出土事例はほとんど見られなくなる。彭陽新集北魏墓から出土した文史俑が着用している冠は進賢冠ではないかと思われるが（図13）、これが数少ない例の一つといえよう。進賢冠の出土事例が再び増えるのは、唐代のこととなる。

（3）魏晋時代の武冠とその後の出土事例

前述のように進賢冠とともに朝服体系の象徴となっていたのが武冠であるが、武冠もやはり魏晋以降、出土事例が減少する。前項で紹介したように、長沙金盆嶺西晋墓からは多数の進賢冠着用青磁俑が出土しているが、武冠の例もある（図14）。また、遼寧地区では朝陽袁台子東晋壁画墓の「墓主像」壁画は墓主が武冠と黒領の絳緋袍の組み合わせ、つまり朝服と思われる冠服を着用している（図15）。この墓の造営年代は4世紀前半、慕容政権下であるとされるが¹³⁾、袁台子の壁画に登場する男子の多くが「鮮卑帽」らしきかぶりものを着用している中で¹⁴⁾、墓主が朝服、しかも武冠を着用しているのは、興味深い事例といえよう。

次に河西地区における出土事例であるが、武冠の例は前述の進賢冠のそれに比して更に少なくなり、酒泉西溝7号墓の「議事人物図」（図16）・仏爺廟湾西晋壁画墓の「門亭長図」（図17）、及び嘉峪関新城5号墓の「狩獵図」が武冠の例として挙げられる程度である。西溝7号墓の場合、榻上に座し、武冠及び黒領の絳緋袍を着用しており、朝服を着用した墓主を表現していると言ってよいだろう¹⁵⁾。仏爺廟湾の場合は「門亭長」と題されているが、比較的低位の人物であることは確かである。ここでは黒い袍が描かれており、あるいは前述の早零辟朝服であるのかもしれない。南朝時代においては丹陽県金家村南朝墓の画像磚（図18）が武冠を描い

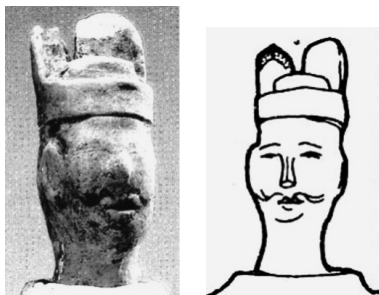


図13（右は模写）

た出土文物の例として挙げられるが、南朝の出土文物自体が少ないため、南朝において武冠の存在感が希薄であったか否かは確言できない。

このように、魏晋時代においては武冠の出土事例は非常に少ないのであるが、北魏時代以降、初唐にかけての、華北における武冠の出土事例が非常に多くなる。この点、隋時代に至るまで出土事例がほとんどない進賢冠とは対照的な状況といえる。本稿の考察範囲から外れるが、北魏時代の例として洛陽の永寧寺塔基出土の籠冠頭像（図19）、北齊時代の例として河北省磁縣湾漳北齊墓の東壁壁画「儀仗図」（図20）、隋時代の例として西安南郊李裕墓の籠冠騎馬俑（図21）を挙げておく。前稿において、武冠は北朝から初唐にかけての時期、出土文物において多

く出現している点に関して、これは軍事優先の社会の風気を反映したものではないかという漠然とした指摘をおこなったが、こういった武冠の「復活」については、唐代服制の起源にも関る問題であり、今後検討していきたい。

最後に、遼寧地区のさらに東隣に位置する高句麗の事例として、高句麗徳興里古墳の「墓主像」を挙げる（図22；モノクロの画像を使用すると不鮮明になるため、模写を挙げた）。この壁画では、武冠とおぼしき冠や黒領の絳緋袍とおぼしき服を着用している。また、この古墳には他にも墓主を描いた部分があるが、これも同様の冠服を着用している。この冠は高句麗においては「羅冠」と称するようであるが、前述の袁台子東晋墓に似ており、魏晋服制における武



図14



図15



図16



図17



図18



図19



図20



図21



図22

冠の派生形態といつてよいだろう。この他、安岳3号墳の「墓主政治図」・双楹塚の「墓主像」・薬水里古墳「墓主像」・水山里古墳「墓主と曲芸師図」などの墓主はいずれも羅冠＝武冠を着用している。このうち前二者は赤い衣服を着ているが、黒領とはいえず、薬水里古墳は黄色い衣服を着ている。このため、これらは正式な武冠・朝服とはいえないが、朝服制度が高句麗に流入し、なんらかの改変が加えられていったということはいえよう。ただし、高句麗の冠服制度を検討することは筆者の研究範囲から外れるので、これ以上論じることはひかえるが、以下の各項においても、高句麗壁画の服飾との簡単な比較はおこなう。

三・「幘」の流行と朝服制度とのかかわり

前節では曹魏～五胡東晋時代において、朝服制度が全体として衰微し、特に進賢冠の着用が廃れていったのではないかという点を指摘した。前節第3項で取り上げた朝陽袁台子東晋壁画墓においては、「鮮卑帽」に代表される鮮卑系統の服飾が目立つが、これは北魏前期に属する、大同市の智家堡及び沙嶺の両古墓の壁画、大同南郊北魏墓群の棺板画、大同の司馬金龍墓やフホトの北魏墓から出土した陶俑などにみられるような「鮮卑服」につながり、これが隋唐時代の出土文物に頻出する「常服」の起源（の少なくとも一つ）になっていった（この点については前稿で大まかな見通しを述べた）。しかし、朝服の衰退は「鮮卑服」の隆盛のみによって説明することはできない。むしろ、朝服そのものの変化という観点から追求していくべき問題であるといえる。前節第3項で述べた武冠の「復活」もその一つであるが、本節では朝服が出土事例から減少する曹魏～五胡東晋時代を中心に、進賢冠・武冠の省略形態ともいべき「幘」というかぶりものに注目する。

(1) 朝服の簡略化形態としての“幘＋単衣”

まず、『宋書』卷18、礼志五に、

漢注曰、冠進賢者宜長耳、今介幘也。冠惠文者宜短耳、今平上幘也。知時各隨所宜、後遂因冠為別。介幘服文吏、平上服武官也。

とあるが、進賢冠と介幘、惠文冠＝武冠と平上幘とが組み合わされて使用される点、介幘は文吏、平上幘は武官がそれぞれ着用すべきものであったことを述べる。前半の「漢注」とは『続漢書』卷30、輿服志下に引かれた蔡邕『独断』のことで、「耳」とはそれぞれの介幘の後部に張り出した突起を意味する。林巳奈夫氏によると、こういった冠と幘を組み合わせて着用する風習は、後漢時代に始まったという¹⁶⁾。前節で掲げた進賢冠の出土事例において黒色の部分は介幘にあたる。一方、武冠の場合は、図の中で盔のような形状の武冠の内側に着用されているのが平上幘であり、壁画などの画像においては半透明の武冠の中に平上幘が表現されることが多い。この制度は隋時代に入っても同様で、『隋書』卷12、礼儀志七に、

承遠遊・進賢者、施以掌導、謂之介幘。承武弁者、施以笄導、謂之平巾。

とあって、隋時代においても、進賢冠（と遠遊冠）と介幘、武弁＝武冠と平巾幘の組み合わせは変わらないことがわかる（唐代も同様である）。ところが、東晋以降の江南では、大きな変化が朝服制度において引き起こされた。それは、一部の官職が正式の朝服を着用せず、“幘＋単衣”の組み合わせで済ませる風習が生じたのである。「幘」は上で述べたように進賢冠・武冠の土台となるかぶりものであり、単衣は前節で述べたように朝服体系の一部をなし、袍（絳緋袍等）の内側に着用する衣服である。つまり“幘＋単衣”とは、正式な朝服体系から進賢冠や武冠を外して幘のみとし、絳緋袍を省いて単衣のみとした服飾体系であるといえることができる。前節で列举した、『宋書』卷18、礼志五の印綬冠服規定のサンプルで言えば、②～⑤の3条に「江左、止単衣・幘」等の文が付され

ているものがこれにあたる。また、『隋書』卷11、礼儀志六の規定では、⑦・⑨・⑩の3条の文中に“介幘+単衣”、あるいは“平巾幘(平上幘の後身)+単衣”という規定が見える。二つの印綬冠服規定を合わせて考えると、たとえば、郡太守(③→⑦)、公府・軍府の司馬(④→⑩)、秩六百石の県・署の令・長(⑤→⑨)などのいくつかの官職については、“冠+袍”を基本とする西晋『泰始律令』による朝服体系が、東晋以降、“幘+単衣”というより簡易な服飾を事実上認めるようになり、その風習が梁の『天監律令』において正式の制度として成文化されたという流れを見ることができる。ただし、これは一部の官についての変化であり、多くの官が東晋南朝以降も正式の朝服用することが定められている¹⁷⁾。とはいえ、“幘+単衣”が公的な場で着用されることが許容されるようになる、その礼制上の格付けも上昇していくことになる。いくつか関連史料を挙げておくと、まず、幘については、『晋書』卷89、忠義伝・易雄に、

易雄字興長、長沙瀏陽人也。少為県吏、自念卑賤、無由自達、乃脱幘挂県門而去。

とあるが、「幘を脱ぎて県門に挂」ける行為は、官を辞することの象徴として認識されている。また、『南史』卷72、文学伝・卞彬に、

父(卞)延之、弱冠為上虞令、有剛氣。会稽太守孟顛以令長裁之、積不能容、脱幘投地曰、我所以屈卿者、政為此幘耳。今已投之卿矣。卿以一世勲門、而傲天下国士。扞衣而去。

とあって、県令であった卞延之が上司の会稽太守と対立して官を辞した事件を伝えるが、延之は「幘」を着用することを仕官の象徴と考えている。この事件があったのは劉宋時代かと思われるが、前述の印綬冠服規定の②や④からわかるように、『泰始律令』では県の令長は進賢一梁冠と朝服とを着用すべきであったが、東晋以降は事実上、“幘+単衣”を着用するようになっていった。そういった制度史的な背景の下に、

阿部幸信氏が明らかにした印綬や¹⁸⁾、前節で述べた朝服と同様、幘もまた「官爵の保持」の象徴となっていったと、見る事ができよう。また、単衣については、『南齊書』卷29、呂安国伝に、

有疾、徵為光祿大夫、加散騎常侍。安国欣有文授、謂其子曰、「汝後勿作袴褶驅使、単衣猶恨不称、当為朱衣官也。」

とあり、朱衣一単衣一袴褶という服飾上の序列が想定されている。ここで言う朱衣とはおそらくは朝服の絳緋袍を意味すると思われるが、単衣は朝服に次ぐ正式な服制として認識されていることがわかる。

(2) 出土文物に見える幘のあり方

このように、幘は次第にその存在感を強めていくのであるが、実際の出土文物ではどのような位置づけが与えられるのであろうか。まず、後漢時代の例であるが、河南省洛陽の朱村後漢曹魏墓の車上の人物図のうち、右側の人物が平上幘、左側の人物が介幘を着用している(図23)。この他、後漢時代において介幘・平上幘を着用している出土事例は多い。ただし、壁画の剥落などによって、介幘の上に装着される進賢冠の「梁」が消えてしまったために介幘のみを着用しているように見える可能性も棄てきれない。

次に、魏晋以降の例を介幘の例から見ていく。河西地区の画像磚として、嘉峪関新城1号墓の「宴飲図」(図24)、「馭伝図」(図25)、嘉峪関新城5号墓の「宴飲図」(図26)、「出行図」(図27)、高台县苦水口1号墓の「出行図」(図28)、「離別図」(図29)、高台县許三湾古城遺址墓の「祭奠図」(図30)、及び「墓主人と侍女図」(図31)を挙げる。組み合わせられる衣服は、現状を見る限りでは白(図24・25・27)・黄(図26・29)・赤(図28・31)・黒(図30)など様々な色彩を持ち、また乗馬に際して袴を着用する(図25・27・28)など、介幘を着用するという共通点以外に、統一された服飾規定が存在している



図23



図24



図25



図26



図27



図28



図29



図30



図31

ようには見えない。この中で注目すべきは、図26の新城5号墓の「宴飲図」であり、この磚に描かれた男性5人（うち1人は給仕）からなり、ほぼ同じ形状の黄衣を着用しているが、左上の墓主と思われる人物がのみが介幘を着用し、他の人々と区別されている¹⁹⁾。これは介幘が、朝服に及ばないまでも比較的高位にあることを意

味しているであろう。『後漢書』卷30、輿服志下に「上下羣臣貴賤皆服之」とあるように、幘が「羣臣」であれば身分を問わずに着用しうるかぶりものであったが、その中でも介幘は進賢冠の土台となる特別な幘としての服制上の位置づけにあったことが想定される。前節第2項で見たように、河西地区の多くの磚画墓・壁画墓



図32



図33



図34



図35



図36



図37



図38

において、一部の古墓のみに進賢冠・武冠着用の例が見られるが、これは、墓主が同地区の他の墓主よりも高位にあったことの反映であったと思われる。介幘の事例は進賢冠よりも豊富であり、広い範囲の古墓の出土文物に見られる。また、五胡時期の造営とされる、新疆のトルファン・カラホージャ墓群壁画墓（75TKM98）にも介幘を着用した人物が描かれ、介幘の普及範囲の広さを示唆しているようである。以上のように考えると、「介幘の着用」は、「進賢冠を着用しえないが、まがりなりにも官僚組織の末端する人物である場面」を示すか、あるいは「公的な場で進賢冠以下の朝服体系を身に纏うべき人物が、やや重要性の低い行事に顔を出している場面」を示しているといえる。孫機氏は、西晋時代を通じて簡易な帽が流行するにしたがって、幘の地位が上がって「礼服」となっていったとするが²⁰⁾、河西画像磚・壁画墓において進賢冠が少なく、介幘が比較的高位にある人物を飾るかぶりものとして現れる

状況は、氏の指摘を一定程度裏打ちするといえる。

なお、高句麗の壁画古墳においても介幘らしきかぶりものは登場しており、徳興里古墳の「十三郡太守像」（図32）、水山里古墳の「主人像」（図33）、安岳3号墳の「墓主政治図」中の従者などがこれに相当するといえる。これらの介幘の頂上には高い突起があり、介幘に本来備わっている三角状の突起を大きくして強調したものかとも思えるが、進賢冠の「梁」、あるいは「梁」を変形させたものである可能性も捨てきれない。徳興里古墳の場合は、朝服の一部をなす絳緋袍を着用する郡太守を描いているだけに、進賢冠を着用しているほうが自然であり、水山里古墳の墓主も絳緋袍を着ており、介幘の上部にあるものも突起というよりは橋状であり、きわめて低い「梁」と言えなくもない。高句麗における進賢冠・介幘、あるいは前述の羅冠＝武冠・平上幘がどのような過程で、中原→慕容部（昌黎）→高句麗（遼東・平壤）という中国

的な礼制・服制の伝播・変容という大きなテーマの中で考えていきたい²¹⁾。

中国に話を戻すが、南北朝時代においては、進賢冠と同様、介幘の出土事例はほとんど見られなくなる。これに対して頻出するようになるのが平上幘（平巾幘）である。まず、西晋時代のものとして、洛陽市潤西区出土の彩絵男侍俑（図34）、劉宋時代のものとして南京太平門外甘家巷式壁山出土の男立俑（図35）を挙げる。西晋時代の平上幘が後漢時代と同様、円筒形のものであるのに対し、劉宋期の幘では後部が鱗状にせり上がったものとなる²²⁾。北朝においては平上幘の出土事例は非常に多くなり、形状の複雑化は進行する。洛陽市偃師芬莊出土の武士俑（図36）は、鱗がさらに強調された過渡期の例であり、これが北朝後期以降になると、咸陽の北周王德衡墓の文吏俑（図37）や固原の隋史射勿墓の「執刀武士図」（図38）のように、後部の鱗が左右に分岐したより大きなものとなり、この時期には平巾幘と称されるようになって、漢代の平上幘とは事実上別のかぶりものへと変化していく。郝紅星氏によれば、平巾幘の上に小台が付加されることによって新たな「進賢冠」が生まれたのがこの時期である²³⁾。唐代に至って進賢冠の出土事例が増えるのは、平巾幘の隆盛が基礎となっているということもできよう。

なお、高句麗にも平上幘は存在したようであり、安岳3号墳の「侍従図」や「斧鉞手図」に見える一連のかぶりものは、円筒形を基本としつつも後部がせり上がった形状であるものの、中国の同時期の平上幘とはやや形状を異にする。しかし、同古墳の「墓主政治図」の着用する武冠の内部にある平上幘も同様の形状をしているので、これらも平上幘を描いていると見てよいだろう。

おわりに

以上、曹魏から五胡東晋にかけての時期の中

心に、文献史料と出土文物の双方から、朝服制度のあり方を検討してきた。本文の各所で述べてきた筆者なりの見解をまとめると、下のようになる。

- ①朝服は袍・単衣・中衣・冠幘・革帯・舄・袜・袴・印・綬・佩玉・鞶囊・腰剣・白筆などからなる、様々な品目の集合体であり、西晋の『泰始律令』以来、各官爵によって細かな品目の規定（印綬冠服規定）が存在した。
- ②朝服を着用することは、「官爵の保持」の可視的表現であった。朝服を構成する諸品目の中でも、中でも、頭部を飾る進賢冠と武冠は朝服の象徴的存在であった。
- ③出土文物の状況を見ると、後漢時代には進賢冠の優位が目立ち、武冠は比較的低位の者を描いている場合が多い。
- ④魏晋時代以降になると、朝服を描いた出土事例は減少し、朝服制度そのものが「衰退」したように見える。ただし、北朝以降になると武冠が非常に多く現れるようになるが、進賢冠はほとんど現れないままである。
- ⑤“幘+単衣”の組み合わせは、朝服を省略した形であるが、魏晋以降における朝服の「衰退」とともに、礼制上の格付けが上昇して「官爵の保持」の象徴となり、一部の官については、公的な服制として認められるようになった。
- ⑥介幘はもともと進賢冠の土台をなすかぶりものであったが、出土文物においては、進賢冠の下位に位置しつつも一定の地位を示すかぶりものとして描かれるようになった。武冠の一部をなす平上幘も、介幘と同様の位置づけであったが、北朝以降、武冠が「復活」するのとほぼ時を同じくして、平上幘（平巾幘）の出土事例も増加する。
- ⑦高句麗の古墓壁画を見ると、慕容政権を介して朝服制度が伝播したことをうかがうことができる。特に武冠や介幘・平上幘が好

まれたようであるが、当地で独自の改変が加えられた可能性もある。

西晋初期において、『泰始律令』や、あるいはこれと連動して編纂された『晋礼（新礼）』が編纂され、その中で麗な朝服体系が作り上げられた。現時点において、朝服の存在をうかがわせる出土事例は、河西や遼寧といった中原から離れた「周縁」地域に偏っているが、それでもこれらの地域で中華王朝の服制、ひいては礼制がある程度機能していることはうかがえる。しかしながら、漢代の出土文物が描くように、その服制が「周縁」地域全体に広く定着していたようには思われず、むしろ、限られた集団のみが服制体系に組み込まれていたようにも見える。また、進賢冠・武冠と絳緋袍等からなる正式な朝服以外にも、様々な色の袍を着用したり、あるいは冠ではなく介幘・平巾幘を着用したヴァリエーションが多く見られる。筆者は、こういった正式な朝服の出現頻度の減少と朝服のヴァリエーションの増加の状況を、朝服制度の「衰退」としてとらえてみたが、視点を変えて、中原の服制が変形を伴いつつも、河西・遼寧はもとより西域や高句麗等にも拡散していき、当地の身分秩序を可視的に表現するようになったと見ることができるならば、魏晋以降を中国的服制の「拡散・発展・普遍化」の時代ととらえることもできるだろう。一方、中国史の時系列上で考えれば、「まえがき」の末尾で述べたような北朝から隋唐にかけての服制の新局面が、本稿で追った魏晋以降の朝服制度の変化とどのように接続するのか（特に北魏時代の服制をどのように考えるか）という問題も残されている。今後も出土文物が伝えるメッセージを頼りに、考察を進めていきたい。

注

1) 最近刊行された、梁満倉『魏晋南北朝五礼制度考論』（社会科学出版社、2009）は、氏の一連の礼制研究をまとめた労作であるが、その

第3章「五礼制度化過程原因及意義」において、漢王朝における礼制は、「士」個人の行動規範を基盤とする「士礼」中心のものであり、天子の礼といえども「士礼」の延長線上にあったのに対し、魏晋時代を通じて王朝・国家を頂点とする新たな礼制の体系としてより広い局面を定めた「五礼」の体系が構築されたことを論じている。

- 2) 藤川正数『魏晋時代における喪服礼の研究』（敬文社、1960）参照。
- 3) 輿服のうち、「車」については、たとえば大櫛敦弘「歩行と乗車 — 戦国秦漢期における車の社会史的考察 —」（『人文科学研究』10号、2003）が、戦国秦漢時代における「車に乗る」ことの社会身分上の意味を考察している。
- 4) 拙稿「漢唐間の礼制と公的服飾制度に関する研究序説」『埼玉大学紀要教育学部（人文社会科学Ⅲ）』第58巻－第2号、2009）参照。なお、本稿では漢唐間の服飾制度に関する研究史の紹介はおこなわないが、この稿で主要文献を挙げているので、参照されたい。
- 5) 印綬冠服規定の基本的な性格と内容については、拙稿「六朝時代の印綬冠服規定に関する基礎的考察 — 『宋書』礼志にみえる規定を中心として —」（『史淵』129、1993）・同「晋南朝における冠服制度の変遷と官爵体系 — 『隋書』礼儀志の規定を素材として —」（『東洋学報』77—3・4、1996）参照。
- 6) ⑥～⑩の条文に見える「獸頭鞶」、⑧の条文に見える「獸爪鞶」は、唐の高祖の祖父の李虎の諱を避けた表現であり、各々南朝時代においてはそれぞれ「虎頭鞶」・「虎爪鞶」と称していた。
- 7) 東園署は少府に属し、陵墓の設備品の製作を担当する部署である。東園温明秘器は、東園署が製作した棺を意味する。『資治通鑑』卷79、晋紀、泰始八年二月条の胡三省注は、東園秘器に関する『漢書』霍光伝の服虔注と同書董賢伝の顔師古注を引いた上で、「秘器、梓棺、以凶器、故秘器」とまとめている。正史の列伝等では、東園秘器・温明秘器と略されることが多い。
- 8) 遼陽地区の後漢・魏晋間の古墓については、三崎良章「遼陽壁面墓に見られる遼東社会の

- 一側面」(『早稲田大学本庄高等学院研究紀要』26, 2008) 参照。この墓の壁画には、「□令支令張□□」という題記があるが、墓主の経歴について、三崎氏は令支系が公孫氏政権の領域外にあることから、同政権が滅亡した238年以降に、魏王朝が遼東出身の墓主を令支系令に任じたと想定する。
- 9) 岳邦湖・田曉・張軍武『岩画及墓葬壁画 — 遙望星宿 — 甘肅考古文化叢書』(敦煌文艺出版社, 2004) 参照。
 - 10) 高岡溝の魏晋墓については、本稿に載せていない画像を含めて解説を加えたことがある。拙稿「蘭州・武威・張掖・酒泉・嘉峪関調査旅行(2008年12月)の成果と河西地区出土文物における朝服着用事例に関する一考察」(『西北出土文献研究』2008年度特刊, 2009) 参照。
 - 11) この墓の基本データは、殷光明・北村永詠「敦煌仏爺廟湾西晋画像磚墓および敦煌莫高窟における漢代の伝統的なモチーフについて」(『仏教芸術』285, 2006) による。なお、本稿では北村永氏のご厚意によっていただいた画像データを使用した。この場を借りて殷・北村両氏にお礼申し上げる。
 - 12) 俄軍等主編『甘肅出土魏晋唐墓』(蘭州大学出版社, 2009) 参照。
 - 13) 遼寧省博物館文物隊等「朝陽袁台子東晋壁画墓」(『文物』1984-6) では、この墓の造営年代を4世紀初頭～中葉とする。
 - 14) 鮮卑の服飾については、宋馨「北魏平城期的鮮卑服」(山西省北朝文化研究中心・張慶捷・李書吉・李鋼主編『4～6世紀の北中国与欧亚大陸』, 科学出版社, 2006) 参照。
 - 15) 甘肅省文物考古研究所「甘肅西溝村魏晋墓發掘調査報告」(『文物』1996-7) は、榻上の人物の冠を進賢一梁冠としているが、形状からして武冠ではないかと筆者は考える。
 - 16) 林巳奈夫『漢代の文物』(朋友書店, 1996) 参照。
 - 17) 西晋服制(『泰始律令』段階の服制)→東晋以降の服制の変質→梁の『天監律令』の服制→その後の梁の武帝による官制改革からむ服制の変革と陳への展開、という4段階の服制変化については、前掲注5) 拙稿(1993年) において分析を試みた。
 - 18) 阿部幸信「漢代の印制・綬制に関する基礎的考察」(『史料批判研究』3, 1999) は、印と綬にはおのおの独自の秩序構造があることを明らかにし、同「漢代官僚機構の構造 — 中国古代帝国の政治的上部構造に関する試論 —」(『九州大学東洋史論集』31, 2003) は、印綬の保持が、ある官銜の長としてその官属を支配することを皇帝から認められたことを意味するとする。
 - 19) 鄭岩『魏晋南北朝壁画墓研究』(文物出版社, 2002) によれば、男性のみのこの「宴飲図」の下の磚には女性のみからなる「宴飲図」が位置し、上下2枚1組の「宴飲図」になっているという。いずれにせよ、介幘の人物は最上部に座することになる。
 - 20) 孫機「進賢冠与武弁大冠」(『中国古代輿服論叢』, 文物出版社, 1993, 所収) 参照。
 - 21) 川本芳昭氏『魏晋南北朝の民族問題』(汲古書院, 1998) 第5篇第3章「高句麗の「五部」と中国の部についての一考察」において、高句麗の国家制度たる五部制が慕容政権から導入されたとする。とすれば、服制などの中国礼制にかかわる文物も中原から慕容政権を経て高句麗に伝わった可能性は高いであろう。
 - 22) ただし、孫機氏注20) 前掲書では、後漢後期において、前が低く後が高い平上幘が出現するとする。
 - 23) 鄭州文物考古研究所『鞏義芝田晋唐墓葬』第4章「唐代墓葬」(執筆担当は郝紅星)(科学出版社, 2003) 参照。

図版出典

- 図1; 信立祥『漢代画像石綜合研究』(文物出版社, 2000)。
- 図2; 洛陽市第二文物工作隊・黄明蘭・郭引強編著『洛陽漢墓壁画』(文物出版社, 1996)。
- 図3; 河北文物研究所『河北古代墓葬壁画』(文物出版社, 2000)。
- 図4; 周錫保『中国古代服飾史』(中国戯劇出版社, 1984)。
- 図5; 図2に同じ。
- 図6; 陳根遠主編『中国古俑』(湖北美術出版社, 2001年)。

- 図7；中国国家博物館編『文物中国史 5 三国兩晋南北朝時代』（山西教育出版社，2003）。
- 図8；李文信「遼陽発現の三座壁画古墓」（『文物参考資料』1955-5）。
- 図9；馬建華編『甘肅酒泉西溝魏晋墓 — 中国古代壁画精華叢書一』（重慶出版社，2000）。
- 図10；同上。
- 図11；李書敏編『甘肅丁家閘十六国墓 — 中国古代壁画精華叢書一』（重慶出版社，2000）。
- 図12；北村永氏の提供による。また、殷光明・北村永記「敦煌仏爺廟湾西晋画像磚墓および敦煌莫高窟における漢代の伝統的なモチーフについて」（『仏教芸術』285，2006）にも図版あり。
- 図13；図版は寧夏回族自治区固原博物館・中日聯合考古隊主編『原州古墓集成』（文物出版社，1999），模写は寧夏固原博物館「彭陽新集北魏墓」（『文物』1988-9）。
- 図14；図7に同じ。
- 図15；ソウル大学校博物館（編著）『2000年前の我々の隣 中国遼寧地域の壁画と文物特別展』（ソウル大学校博物館・通天文化社，2001）。
- 図16；図9に同じ。
- 図17；俄軍等主編『甘肅出土魏晋唐墓』（蘭州大学出版社，2009）。
- 図18；南京博物院「江蘇丹陽吳胡橋・建山兩座南朝墓葬」（『文物』1980-2）。
- 図19；中国社会科学院考古研究所洛陽工作隊「北魏永寧寺塔基發掘簡報」（『考古』1981-3）。
- 図20；社会科学院考古研究所編著『磁畧湾漳北朝壁画墓』（科学出版社，2003）。
- 図21；陝西考古研究院「西安南郊隋李裕墓發掘簡報」（『文物』2009-7）。
- 図22；尹国有『高句麗壁画研究』（吉林大学，2003）。
- 図23；図2に同じ。
- 図24；袁融編『中国古代壁画精華叢書 甘肅嘉峪関魏晋一号墓』（重慶出版社，2000）。
- 図25；同上。
- 図26；袁融編『中国古代壁画精華叢書 甘肅嘉峪関魏晋五号墓』（重慶出版社，2001）。
- 図27；同上。
- 図28；図17に同じ。
- 図29；図17に同じ。
- 図30；図17に同じ。
- 図31；図17に同じ。
- 図32；平山郁夫総監修『高句麗壁画古墳』（共同通信社，2005）。
- 図33；菊竹淳一・吉田宏志編『世界美術大全集 東洋編 10 高句麗・百濟・新羅・高麗』（小学館，1998）。
- 図34；兪涼亘・周立主編『洛陽陶俑』（北京図書館，2005）。
- 図35；図6に同じ。
- 図36；図34に同じ。
- 図37；員安志『中国北周珍奇文物 — 北周・初唐・盛唐・中晚唐考古發掘報告系列之一一』（陝西人民美術出版社，1992）。
- 図38；図13に同じ（『原州古墓集成』）。

(2009年9月30日提出)

(2009年10月16日受理)